

議案第 40 号

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出
(2026 年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年城陽市条例第8号）の一部
 を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

現 行							改 正 後								
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）								
地区整備計画		区域					地区整備計画		区域						
区域の名称							区域の名称								
略							略								
		寺田築留地区		地区整備計画			区域		都市計画法第20条第1項の規定に基づき告示された宇治都市計画寺田築留地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域						
別表第2（第3条—第7条関係）							別表第2（第3条—第7条関係）								
地 区 整 備 計 画 区 域 の 名 称	計 画 区 域 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	地 区 整 備 計 画 区 域 の 名 称	計 画 区 域 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの制限	建築物の高さの最高限度	容積率	建蔽率			建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの制限	建築物の高さの最高限度	容積率	建蔽率
略							略								
		寺田築留地区		地区整備計画			区域		次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で建築基準法施行令第130条の3第1号から第3号まで又						
		1		1			(1) 建築物の各部分の		高さについて、寺田築留地区地区整備計画区						
		2		0			0		0						
		0		m			m		m						
		m ²		m ²			m ²		m ²						
		8		5			8		5						

	計 画 区 域	<p>は第6号に定めるもの</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）</p>	<p>域を第1種低層住居専用地域とみなして、法第56条及び別表第3の規定を適用し、都市計画法第19条第1項の規定により本市が決定した都市計画における第1種高度地区に係る部分に適合するものとする。</p> <p>(2) 日影による中高層の建築物の高さについては、寺田</p>	
--	------------------	---	--	--

							築留地区地区 整備計画区域 を第1種低層 住居専用地域 とみなして、 法第56条の 2及び別表第 4並びに建築 基準法施行条 例第19条の 2及び別表の 規定を適用す る。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

宇治都市計画地区計画（寺田築留地区）を都市計画決定したことに伴い、城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年城陽市条例第8号）について所要の改正を行いたいので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

建築基準法（抜粋）

（市町村の条例に基づく制限）

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

2～5

略

参考資料

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

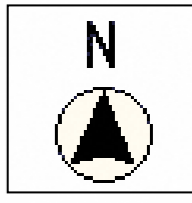
市町村が定める都市計画決定の一つである「地区計画」は、建築基準法に基づく条例において、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることができる。

本市においては「城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を定めてその制限内容の担保を図っているが、「寺田築留地区地区計画」を都市計画決定したことに伴い、当該計画の地区整備計画の規定に基づき、「建築してはならない建築物」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物の高さの最高限度」、「建築物の高さの制限」、「容積率」、「建蔽率」について、建築基準関係規定（建築基準法並びに建築基準法に基づく命令及び条例の規定）として定め、適正かつ合理的な土地利用を促す必要があることから、条例に位置付けるもの。

2 施行期日


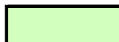
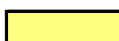
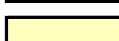






公布の日

参考資料



寺田築留地区地区計画 約2.1ha
(令和8年3月16日決定)

凡例

-  第一種低層住居専用地域
-  第二種低層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  第二種住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域
-  準工業地域
-  工業地域
-  工業専用地域